

番 号  
年 月 日

千葉県知事 殿

申 請 者

介護福祉士養成施設変更計画書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項の規定に基づき提出します。

介護福祉士養成施設変更計画書（定員増等）

1	名 称						
2	位 置						
3	設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏 名					
		住 所					
4	設置年月日						
5	種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限	授業開始 予定年月日
		(1) 第1号養成施設 (養成施設指定規則第5条) (昼間課程・夜間課程)					
		(2) 第2号養成施設 (養成施設指定規則第6条) (昼間課程・夜間課程)					
		(3) 第3号養成施設 (養成施設指定規則第7条) (昼間課程・夜間課程)					
6	養成施設の 長の氏名	7 専任事務 職員氏名					
8	専任教員 (教務に関する主 任者には氏名の 前に◎印をし、 各領域の科目編 成等を行う者 には、○印をする こと)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	指定規則 該当番号	教員調書 頁番号
9	医療的ケア を担当する教 員						
10	その他の教 員						
11	領 域	教 育 内 容 (時 間 数)	開 講 科 目 名 称			時間数	

開 講 科 目 対 照 表	人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)			
			計		
		人間関係とコミュニ ケーション(60)			
			計		
		社会の理解 (60)			
			計		
		人間と社会 に関する 選択科目			
	計				
	人間と社会 合計				
	介 護	介護の基本 (180)			
			計		
		コミュニケーション 技術(60)			
			計		
		生活支援技術 (300)			
計					
介護過程 (150)					
		計			
介護総合演習 (120)					

				計				
		介護実習 (450)						
				(介護実習Ⅰの計)				
				(介護実習Ⅱの計)				
				計				
		介護 合計						
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ (120)						
			計					
		発達と老化の理解 (60)						
			計					
		認知症の理解 (60)						
			計					
		障害の理解 (60)						
			計					
	こころとからだのしくみ 合計							
	医療的ケア	医療的ケア (50)						
			医療的ケア合計					
	合 計							
12 建 物	土地面積	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		

				m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>		
				m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>		
13	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ				体 体 床 台 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型			器 台 式 式 式 台 体 体 式 体	
14	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分		
実習施設								I II		
								I II		
								I II		
								I II		
								I II		
15	整備に要する経費	区分	整備方法				金額			
		土地	自己所有・寄付・買収・その他（ ）				千円			
		建物	自己所有・寄付・買収・その他（ ）				千円			
		設備					千円			
		合計					千円			
16	資金計画	区分	金額							
		自己資金	千円							
		借入金	千円							
		その他（具体的に）	千円							
		合計	千円							

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。

(注2) 8の専任教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師、社会福祉士の資格を持つ者について記入すること。

(注3) 8の専任教員の指定規則該当番号の欄には、指定規則中の専任教員の要件のうち該当する条項を記入すること。(〈例〉5-5-イ)

また、医療的ケアを担当する教員の指針該当番号の欄には、

- (1) 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- (2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注4) 12の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室(m<sup>2</sup>)と和室(畳)を区別して記入すること。

(注5) 15の整備に要する経費及び16の資金計画については、地方公共団体が設置する場合は記入不要。

(注6) この様式において、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則を「養成施設指定規則」または「指定規則」、社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)第40条第2項第1号に規定する養成施設を「第1号養成施設」又は「1号」、同項第2号に規定する養成施設及び同項第3号に規定する養成施設(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下「施行規則」という。)第20条第2号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等を卒業した者に対する教育を行うものに限る。)を「第2号等養成施設」又は「2号等」、法第40条第2項第3号に規定する養成施設(施行規則第20条第1号に掲げる学校その他の施設を卒業した者に対する教育を行うものに限る。)を「第3号養成施設」又は「3号」、指定規則第5条第14号イの実習を「介護実習Ⅰ」、同号ロの実習を「介護実習Ⅱ」という。